

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
翌日の翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

◇告 示 保険医療機関の指定

保険薬剤師の登録(二件)

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの

飼料の分析検査の概要

入会林野整備計画の適否の決定

入会林野整備計画の認可

解除予定の保安林

◇告 告 危険物取扱者試験の合格者

規 則

鳥取県規則第四十四号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年七月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「千四百五十円」を「千六百二十円」に改め、同項第二号中「国府町」の下に「西伯町、岸本町、淀江町」を加え、「千二百九十円」を「千四百四十円」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 前号に掲げる町村以外の町村の地域 千四百円

第四条第三項中「千二百五十円」を「千四百円」に改める。

第六条第二項中「三百五十円」を「三百九十円」に改め、同条第六項中

「八千五百円」を「一万七千五百円」に改め、同項第二号中「千七百七十円」を「千四百四十円」に、「二千七十円」を「二千五百二十円」に、「二千二百五十円」を「二千七百九十円」に、「三千二百四十円」を「三千七百八十円」に改める。

第七条第二項中「六千八百円」を「七千五百円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の鳥取県訓練手当支給規則の規定は、昭和五十一年四月一日以

告 示

降に職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給について適用し、同日前に職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

3 改正前の鳥取県訓練手当支給規則の規定に基づいて昭和五十一年四月一日からの規則の施行の日の前日までの間に支給された訓練手当は、改正後の鳥取県訓練手当支給規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

鳥取県告示第五百九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十一年七月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
尾崎内科医院	鳥取市立川町二丁目四〇六	昭和五十一年六月十五日
浜田産婦人科医院	米子市西福原三〇	二十五日
尾西小児科医院	倉吉市山根四八八の八	十五日

隅田歯科医院	米子市角盤町二丁目一二三	〃
鳥取県西部口腔衛生センター	米子市東福原六三六の五	〃

鳥取県告示第五百十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十一年七月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
岡悦子	鳥薬第三三〇号	昭和五十一年五月三十一日

鳥取県告示第五百十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十一年七月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	佐 竹 知 子	登録の記号及び番号	鳥薬第三三二号	登録の年月日	昭和五十一年六月十四日
-----	---------	-----------	---------	--------	-------------

鳥取県告示第五百十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年七月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	有 限 会 社 五 臓 円 薬 局	所 在 地	鳥 取 市 二 階 町 二 丁 目 二 〇 七 番 地	申出の都道府県名	全 国	申出の受理の年月日	昭 和 五 十 一 年 六 月 十 一 日
---------	----------------------	-------	--------------------------------	----------	-----	-----------	-----------------------

鳥取県告示第五百十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年七月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録の記号及び番号	鳥 国 薬 第 三 三 〇 号	氏 名	国 岡 悦 子	登録の年月日	昭 和 五 十 一 年 五 月 三 十 一 日
” 第三三二号	”	佐 竹 知 子	”	”	六 月 十 四 日

鳥取県告示第五百十四号

飼料の品質改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第一項の規定に基づき、昭和五十一年四月に収去した飼料の分析検査の概要を同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年七月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

製造事業場の所在地及び名称	飼料の名称	登録番号	検査結果				検出物	収去年月日その他 特記すべき事項
			粗たん白	粗脂肪	粗繊維	粗灰分		
尾崎市西高洲町27 日本農産工業株式会社 尾崎工場 ノースオン種豚用完全配合飼料 しゅとん用		75BD第8号	14.0 15.5	2.0 3.1	8.0 5.0	9.0 6.1	昭和51年4月27日 米子市米原665-7 塩冶繁商店	
境港市外江町3743の1 山陰くみあい飼料株式会社		第3942号	20.0 21.5	3.0 3.5	5.0 3.6	8.0 5.7	昭和51年4月27日	
くみあい標準配合飼料 幼雛用1号								
くみあい標準配合飼料 成鶏用エツグマツシユ17		72TD第84号	17.0 17.4	3.5 4.4	5.0 2.8	12.5 12.1		
くみあい配合飼料 成鶏用16特号マツシユ		70TD第193号	16.0 16.2	2.5 3.5	6.0 3.0	12.5 12.3		
下関市東大和町2丁目10番3号 林兼産業株式会社 下関飼料工場 まるは印完全配合飼料 成鶏飼育用エールマツシユ		72TD第39号	17.0 18.4	2.5 3.5	6.0 3.1	12.5 11.1	昭和51年4月28日 境港市元町1825番地 有限公司三代肥糧店	
倉敷市水島海岸通3丁目3番地 丸缸飼料株式会社 水島工場 マルベニ印完全配合飼料 成鶏用ベニマツシユ		72TD第294号	16.0 17.0	2.5 4.0	6.0 2.5	12.5 11.7		
下関市東大和町2丁目10番3号 林兼産業株式会社 下関飼料工場 まるは印完全配合飼料 成鶏飼育用ランマツシユ		72TD第38号	16.0 17.6	2.5 3.5	6.0 2.8	12.5 9.8		

〔備考〕 検査結果の成分検査の欄中上段は保証成分量を示し、「粗たん白質」の欄は「以上」を示し「粗脂肪」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。では「以上」をフイツェソリナル吸着飼料については「以下」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、場所の表示のないものは、当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

非登録飼料

製造事業場の所在地及び名称	飼料の名称	表示区分	検査				結果		収去年月日その他 特記すべき事項
			粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	要注 意 検出物	法第15条の2 に関するもの	
神戸市東灘区住吉浜町18番地 近畿くみあい飼料株式会社	くみあい配合飼料 ビゾーパールB	表	16.0 17.2	2.5 3.9	4.0 2.1	8.0 4.6			昭和51年4月27日 米子市昭和町10番地 鳥取県経済農業協同組 合連合会米子支所
	くみあい配合飼料 肉牛用	表	12.0 12.9	2.0 3.1	8.0 4.2	10.0 6.2			
	くみあい配合飼料 乳牛用1号	表	17.0 18.0	2.0 4.3	10.0 7.4	10.0 7.9			
	くみあい配合飼料 ニューキソゾビーブ後期	表	11.5 12.7	2.0 5.5	9.0 4.4	9.0 6.1			
	くみあい標準配合飼料 プロイラー後期ペレット	表	18.0 19.6	4.0 6.6	5.0 2.4	8.0 5.7			
	くみあい配合飼料 ビゾエースA	表	18.0 19.4	3.0 5.0	4.0 2.2	8.0 4.9			
尼崎市西高洲町27	日本農産工業株式会社 尼崎工場 ノーサン印成鶏飼育用配合飼料 モナーク	表	16.0 17.5	3.0 3.6	6.0 2.9	12.5 11.8			昭和51年4月27日 米子市米原665-7 塩冶繁商店

鳥取県告示第五百十五号

西伯郡西伯町大字上中谷五九七番地大河内入会林野整備組合長長尾節から申請のあつた大河内入会林野整備計画については、昭和五十一年六月十一日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年七月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

大河内入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年七月三日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第五百十六号

倉吉市俣谷一八七番地俣谷入会林野整備組合長景山正から申請のあつた俣谷入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和五十一年六月二十九日認可したので、同法同条第三

項の規定により告示する。

昭和五十一年七月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年七月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡岸本町大字丸山字榎ヶ原（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 解除の理由

林道用地とするため

二(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡岸本町大字丸山字榎ヶ原、大山町大山字大山（以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 解除の理由

林道用地とするため

〔次の図〕は、(登録)の図面を製成し、農林部林野課林野課長に提出し、

公 告

昭和51年6月17日に実施した危険物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和51年7月2日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

乙種第4類危険物取扱者試験

岡本 高士	加島 雄二	森本 純三	諸寄 泰久	山本 信一
松岡 正雄	石井 伸一	小久保良祐	竹内 清	川畑賢一郎
上林美智子	田中 文男	坂口 克正	谷口 清美	松田 朗
坪内 安夫	佐々木千明	大賀 鉄男	尾崎 武温	福田 操
横田 雅弘	清水 澄雄	船越 則子	梶永 勘次	福田 敏雄
豆田日出夫	寺谷 博	多田 泰則	小原千賀治	吉田 肇
山尾 貞雄	坂口 秀春	矢部 義和	村本 清博	坂本醇一郎
中嶋 史雄	中島 頼男	石場 広美	吉田 和美	吉田 郁美
佐々木久志	中村 孝一	木下 晴正	猪本 信隆	林 幸恵
市村 良子	岡村 博隆	小谷 喜明	山根 博則	吹上美智子
林 順子	橋本 節夫	井上 久雄	福田 三哉	古田 裕造
白岩 福蔵	安住 吉美	高階 良男	森本 芳雄	飯田 清市

下田 三男	西谷 輝光	岡村 幹男	森 平好	米谷 善昭
湯川 重行	西谷 政行	言水 正人	酒井 芳男	橋本 純一
日下部浩二	前田 恵子	井手野左千雄	村上 幸人	谷川 賢二
橋本 廣	谷口 潔	田中 明誓	桑名 功男	平田 輝美
黒田 正好	宮本 裕	藤田 昌士	沢 静男	田中 賢二
大島 敏男	中川 雅信	宮川 克己	福本 昌夫	樺 憲夫
西本 和明	新 堀尾 高義	中井 正紀	福本 長野	田中 賢一
山下 巖	堀尾 弘子	石賀 孝志	青山真知子	道祖尾勝則
中村 修	塚本 弘子	山本 岩	徳井 俊雄	坂野 昌利
入沢真二郎	石田八重子	岩本 中野	黒田 和親	岩本 三好
蔵富敬八郎	坂根 忠教	青木 政信	福田 幸孝	田中 昌幸
中島龍太郎	鈴木 秀六	清水 和明	橋本 花井	山本 和昭
森嶋 誠美	伊藤 博幸	西谷 高塚	板見 謙	田中 小林
須沢 康治	前田 好則	長谷川康一	松田 隆夫	佐布 誠之
山崎 昭寿	加納 俊秀	高橋 幸一	松井 松一	松原 道男
中興 博史	安達 正夫	岸本 進	桑垣 足立	桐原 中田
高橋 幸夫	松田 孝幸	羽田 伸男	八本 成文	若原 志郎
阿川 昇	米垣 幹夫	元 聡	湯越 俊朗	足立 一美
生田 康和	門脇 和彦	西森 河野	下田 稔	遠藤 松井
中山 清	足立 恵子	秀樹 末夫	橋本 上土井利徳	吉野 一博
神谷 新	木村 拓康	文秀 繁美		
木村千恵子	厚地 正徳	平尾 文秀		
中島 照弘	中村 信治	西村 繁美		

井沢 哲夫 昭 木村 正 永井 輝男 月谷 光昭 山中 則幸
 河岡 恒雄 浜田 幸雄 上辨 美 極櫃 勝弘 門脇 俊夫
 河端 恒雄 田口 誠吉 西村 俊明 野口 恒雄 佐伯 守
 山根 広幸 大橋 幹男 椎木 當子 中西 洋治 長尾 敏久
 古都 直之 長谷川 静子 佐々木 守 大田 行夫 渡辺 秀和
 堀尾 忍 森山 進 松岡 功 岩下 仁志 望月 伸子
 高本 良二 木村 涉

丙種危険物取扱者試験

谷口 利信 谷口 正弘 山内 恵美子 谷岡 利彦 横山 弘
 野島 三重照 宮下 彰 川光 紀子 乾 黎子 平井 守
 山本 信一 豊田 紀子 山田 君江 岡村 時治 田辺 茂寿
 德持 則子 竹内 盛男 竹内 陸彦 岩田 清 小山 孝子
 中村 六郎 小林 幸夫 倉地 憲一 佐竹 和美 堀村 常則
 広岡 博昭 坂口 利則 石河 利徳 水本 神治 秋本 正美
 藤井 勉 植村 節夫 遠藤 鉄博 義和 大久保 重男 荒田 博正
 松本 晃一郎 岡本 和則 矢部 義和 長谷川 輝彦 山根 友江
 中野 美代子 河崎 正顕 砂沢 福夫 倉益 利三 手皮 誠治
 谷川 賢二 坂田 潤子 田中 一洋 岸野 鉄雄 山本 徹成
 坂田 保 白岩 久幸 本城 春夫 山根 良一 萩原 勇
 山根 秀代 岡崎 哲弥 大石 義次 田村 洋一 小谷 慶治
 西尾 正 西尾 吉春 谷口 亀太郎 田板 板垣 伊藤 秀利 小川 大川 元美
 平井 裕子 猪本 信隆 木下 忠男 隆寿 伊藤 秀利 小川 大川 元美
 田村 悦郎 竹内 延愛 見生 隆寿 伊藤 秀利 小川 大川 元美
 上井 真弓 山田 芳信 田中 将樹 石原 小雲 浦部 洋一

林 雄二 角 篤 杉本 敏勝 藤田 豐 松井 省吾
 岡崎 浩二 村本 茂 山上 敏彦 榊田 幹夫 山田 俊英
 山崎 保夫 東口 高師 島本 肇 久米 栄 山崎 重信
 杉山 京子 中本 佐津紀 米田 哲美 穀本 芳恵 西川 明
 坂本 寛子 松本 和枝 手嶋 孝子 手嶋 ひとみ 木山 千代
 岩船 寿子 河本 美どり 大谷 政江 岩本 一俊 岩本 一俊
 伊藤 文夫 入江 豊子 杉本 光子 岩本 一俊 岩本 一俊
 野坂 勲 石田 美 杉原 みふみ 杉原 光子 岩本 一俊 岩本 一俊
 飯塚 佳男 川原 健司 川原 健司 飯塚 佳男 飯塚 佳男
 川原 健司 川原 健司 川原 健司 川原 健司 川原 健司
 平田 慎二 平田 慎二 平田 慎二 平田 慎二 平田 慎二
 橋谷 昌徳 橋谷 昌徳 橋谷 昌徳 橋谷 昌徳 橋谷 昌徳
 西中 勝美 西中 勝美 西中 勝美 西中 勝美 西中 勝美
 柏尾 亭子 柏尾 亭子 柏尾 亭子 柏尾 亭子 柏尾 亭子
 瀬尾 壮 瀬尾 壮 瀬尾 壮 瀬尾 壮 瀬尾 壮
 足立 宏伸 足立 宏伸 足立 宏伸 足立 宏伸 足立 宏伸
 坂井 義忠 坂井 義忠 坂井 義忠 坂井 義忠 坂井 義忠
 武良 富夫 武良 富夫 武良 富夫 武良 富夫 武良 富夫
 佐伯 長光 佐伯 長光 佐伯 長光 佐伯 長光 佐伯 長光
 王身代 章 王身代 章 王身代 章 王身代 章 王身代 章
 林原 正年 林原 正年 林原 正年 林原 正年 林原 正年
 奥田 章 奥田 章 奥田 章 奥田 章 奥田 章
 前田 俊明 前田 俊明 前田 俊明 前田 俊明 前田 俊明
 陶山 繁樹 陶山 繁樹 陶山 繁樹 陶山 繁樹 陶山 繁樹

松本	隆	安藤	広雪	岡田	正美	北尾	虎夫	田口	登
龍田	隆利	判田	宇三	平井	脩	岩宮	一徳	遠藤	清美
西山	和弘	坂本	恭子	渡瀬	恒昭	村田	豊	森安	久利
高津	昭治								

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】